

令和3年11月9日
住宅局住宅生産課

グリーン住宅ポイント制度の予算上限に対する
ポイント申請額の割合が75%を超えました！
また、申請受付終了日の取扱についてお知らせします！

一定の省エネ性能を有する住宅の新築やリフォーム等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを付与する「グリーン住宅ポイント制度」について、予算上限に対するポイント申請額の割合が令和3年11月8日時点で75%を超えましたのでお知らせします。併せて、申請受付終了日の取扱についてもお知らせします。

グリーン住宅ポイントについては、グリーン住宅ポイント事務局のホームページにおいて、予算上限に対するポイント発行申請額の割合（実施率）を公表しているところですが、11月8日受付時点で実施率が75%を超えましたのでお知らせします。

<申請受付終了日の取扱>

ポイント発行申請額が予算上限に達した場合、令和3年11月30日（オンライン申請は12月15日）の期限前であってもポイント発行申請の受付を終了します。この場合、ポイント発行申請額が予算上限に達した日に提出されたポイント発行申請は受付対象（ポイント発行の対象）となりません。予算上限に達した日の前日のポイント発行申請までが受付の対象となります。申請受付終了日の取扱の詳細は、別紙の通りとしますので、ご注意ください。

なお、申請書・添付書類には、その発行に時間を要するものもありますので、時間的余裕をもって準備を行う必要があります。特に証明書を添付する場合、既に証明書発行の受付を終了している登録住宅性能評価機関等もありますので、ご注意ください。

【グリーン住宅ポイント事務局 ホームページ】

<https://greenpt.mlit.go.jp>

【グリーン住宅ポイント事務局】

TEL 0570-550-744 ナビダイヤル

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日含む)

※IP 電話等からのご利用 042-303-1414

※通話料がかかります。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）39471（内線）、FAX：03-5253-1629